

業庫第31号(例)

2026年6月15日

委託国庫送金事務取扱店  
(日本銀行代理店の依頼先) 御中

日本銀行業務局

「委託国庫送金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第59号)の施行に伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正は、在留カードに個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特定在留カードおよび特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特定特別永住者証明書の発行が開始されることに伴い、本人確認の際に、コピー等により特定在留カードおよび特定特別永住者証明書に記載された個人番号の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです。

以 上

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 被仕向店の事務2.(3)の注意事項(右ページ)①1.の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。